

〔学術論文〕

## 里親に関する研究の展望と課題

－1998年～2008年までの国内文献から－

Research Review and Issues for Foster Parent in Japan: 1998-2008

貴田美鈴

Misuzu Kida

**要旨** これまでの、わが国の里親研究の数は少なく、特に実証的な研究の少なさが指摘されている。そこで、里親研究の今後の課題を展望することを目的とし、1998年～2008年までのわが国の里親研究の動向を概観した。

その結果、1998年以降に里親研究の数が増加し、特に質的研究の増加が顕著になったことが示された。さらに、研究協力者に元委託児童や現在の委託児童も含まれるようになり、当事者を重視した研究が発表されている。また、研究主題も多様化している。一方で、委託児童の実親を対象とした研究や、里親制度と施設制度との関係を主題とした研究はほとんど進んでいない。さらに、社会科学的視点に立脚した社会的規定要因や政策過程の本質的な研究が少ないといえる。

今後の里親研究には、(1) 里親・施設・児童相談所の連携、(2) 実親の生活問題と里親家庭との関係、(3) 里親制度をめぐる社会的規定要因との関連、(4) 政策決定の過程への批判的視点、などの課題があるといえる。

**キーワード**：里親制度、里親養育、社会的養護、児童福祉

### はじめに

社会的養護は、家庭の養育に欠ける児童に対して、児童福祉施設や里親によって、家庭養育の代替の枠組みを提供しようとするものである。近年、この社会的養護のあり方として、個別的・家庭的養護である里親制度が改めて注目され、2002年に戦後最も大きな里親制度の改正が行われた。最近では、2008年に児童福祉法の一部が改正され、里親制度を含め社会的養護の枠組みは大きく変わろうとしている。それに呼応して委託児童数は1999年以降徐々に増加し、2007年には3,633人となり、1999年の約1.7倍となっている<sup>1</sup>。このように、1999年以降、里親制度は拡充期に入っている。

これまでのわが国の里親に関する研究(以下、「里親研究」と記す)について、畠中(1989)と益

田(1999)は、実証的な研究が少ないことを指摘している。島中(1989)は「里親制度の低迷-研究の不振」と、あたかも里親制度低迷の要因の一つが里親研究の不振であるかのように述べている。益田(1999)は里親研究の視点や分析・考察の方法が画一的であったと指摘している。

一方において、益田(1999)は1990年以降、里親に関して多方面から研究されはじめ、研究手法にも進展がみられるなど、里親研究の発展の兆しを指摘している。この益田の論文は、1963年から1999年の里親研究の動向を検討しているが、それ以後、里親研究の再検討を主目的とした研究はない。そこで、1998年から2008年までの里親研究の動向を概観し、その課題について展望することを目的とする。

### I. 里親制度の現況

里親研究を概観する前に、近年の里親制度の状況をみておこう。先に述べたように2002年に里親制度の大きな改正があったが、これは、わが国が1994年に批准した「子どもの権利条約」の影響が大きい。すなわち、同条約では代替養護を行う場合、施設措置よりも里親委託と養子縁組の優先が規定されている<sup>2</sup>。ところが、わが国は里親制度を十分には活用しておらず、その整備の必要に迫られたことが里親制度改正の一因として指摘できる。同時期に、わが国では児童虐待が社会問題化してきた。虐待によって保護される児童の増加にともない、児童養護施設の充足率が1998年から急上昇し、都市部などでは、児童養護施設は、ほぼ満杯状態になっていた。そこで児童の保護先の確保として里親が注目されたことも、この改正に影響したといえる。それは、被虐待児を養育するための専門里親が創設されたことに現れている。以上の経緯については貴田(2008)に詳しく述べている。

さらに、国は要保護児童の里親委託率を2003年度の8.1%から、2009年度までに約2倍の15%へ引き上げること、専門里親登録者総数を2003年度の146人から500人に増加させる目標を掲げた。また、里親への委託児童を施設と同様に満18歳を超えて20歳に達するまで可能とし<sup>3</sup>、専門里親への委託児に非行等の問題のある児童が含まれるようになるなど、里親委託の対象が拡大した<sup>4</sup>。さらに、2008年11月の「児童福祉法」改正では、養子縁組と養育里親を区別し、養育里親に研修が課せられ、都道府県等の里親支援が明確化された。

このような里親制度の改正を背景に、里親養育が社会的にも注目を浴びるようになった。例

えば、様々な子どもに関する雑誌に、それまではほとんどみられなかった里親の特集が組まれるようになり(表1)、2006年には、里親に関する専門雑誌<sup>5</sup>も創刊された。

表1 里親に関する特集一覧

年	雑誌名	特集タイトル	出版社
2002	子どものしあわせ	里親って知ってますか?	草土文化
2003	世界の児童と母性	社会的養護としての里親	資生堂社会福祉事業財団
2006	児童養護	社会的養護の視点で里親との連携を	全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会
2007	子どもの虐待とネグレクト	子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題	日本子ども虐待防止学会
2008	少年育成	里親は今	大阪少年補導協会

## II. 研究方法

1998年から2008年に発表された里親に関する文献を国立情報学研究所の論文情報ナビゲータ(CiNii)と日本子ども家庭総合研究所データベースを用いて、「里親」というキーワードで検索した文献から抽出した。選定にあたっては、著書、学術雑誌等(紀要・論文集等を含む)に発表された論文、及び調査報告書を対象文献とし、68件を収集しリストを作成した<sup>6</sup>。まず、研究方法を(1)文献研究、(2)量的研究、(3)質的研究、(4)書籍の4類型に分類し<sup>7</sup>、2年間毎に集計した(図1)。次に、研究の主題別に分類・集計した(表2)。さらに、調査研究を調査協力者(調査対象者)別に分類・集計した(表3)。ただし、一つの論文に複数の主題や調査協力者が含まれている場合、その研究は複数の領域に分類した。

## III. 里親研究の動向

### 1. 研究数と研究方法の推移

図1の研究数と研究方法の年次推移をもとに、里親研究を概観する。

全体として研究数は、1999年以降右肩上がりに増加している。特に2003年から2004年は文献研究が増加しているが、これは、ほとんど2002年の里親制度の改正を受けたものである。2005年以降は、調査研究の数が増大し、中でも最近では質的研究が量的研究を上回っている。質的研究では、

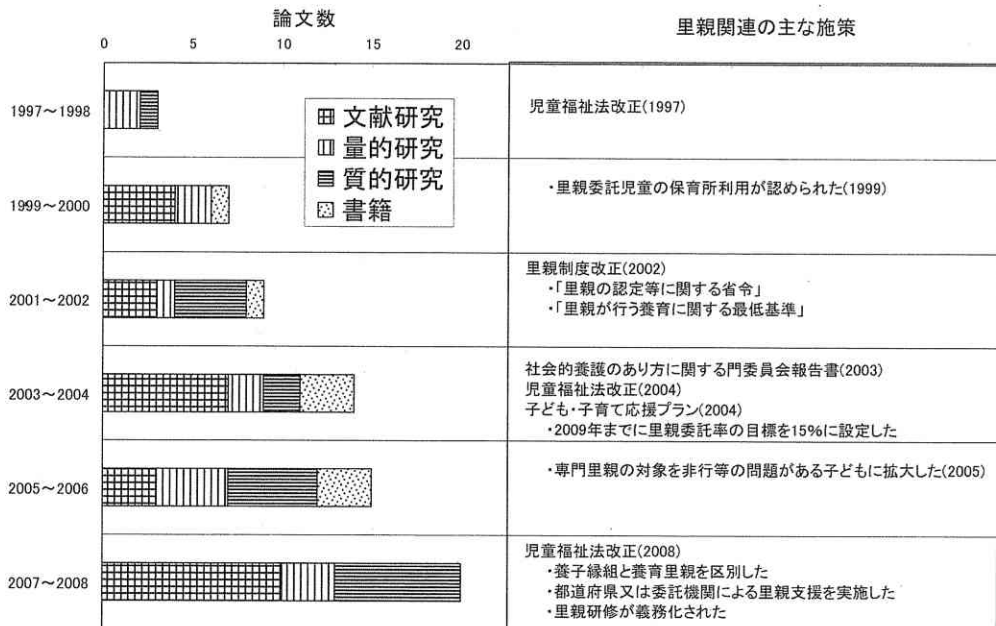


図1 里親に関する研究数の年次推移と主な施策

その多くが量的研究の限界に言及し、量的研究を補完することが意図されていた。

このような里親研究の進展とともに、里親についての書籍の出版が相次いでいる。庄司(2003)は多方面から里親制度と里親養育を解説した。この書籍は2002年里親制度改正までのわが国の里親制度・里親養育研究の集大成といえる。和泉(2006)は、家族社会学の立場から里親家族とはなにかを問いかけた。湯沢ら(2004)は里親制度の国際比較研究としてまとめている。また、汐見(2001)は里親制度の歴史を、家庭養護促進協会(2004)は子どもの養育について、湯沢(2005)は里親制度の入門書を出版した。

以上のような研究者による出版だけでなく、ノンフィクション作家などによる一般向けの出版も相次いだ。例えば、武井(2000)は元里子のライフヒストリーをまとめ、村田(2005)は里親家庭の実態をルポルタージュした。里親である坂本(2003,2004,2008)の出版もあった。こうした書籍の出版は、里親への社会的関心の広がりを反映したものであるといえる。

### (1) 量的研究の特徴

1998年に、網野ら(1998)<sup>8</sup>は児童相談所と養護施設に対して全国調査を実施し、里親制度のあり方について考察した。また庄司ら(1999)は里親研修の実態を調査し、一方で欧米における里親養育研究の動向について紹介している(庄司ら2001, 2002)。澁谷ら(2005)は被虐待児を受託できる里親の絶対数が少ないこと、児童相談所における里親支援体制の不十分さを報告している。小山ら(2007)は里親研修の実態を庄司ら(1999)の調査と同一項目で行い、研修回数増加を示した。

以上の研究は、厚生省、又は日本子ども家庭総合研究所<sup>9</sup>の研究補助を受けた全国規模の量的研究であった。この時期は、1994年の児童福祉審議会による「児童の健全育成に関する意見<sup>10</sup>」、1996年の中央児童福祉審議会基本問題部会の中間報告「少子社会にふさわしい児童自立支援システムについて<sup>11</sup>」など、里親制度の適切な運用の見直しが検討課題とされたことが背景にあった。すなわち、以上の1998年以降に発表された里親研究は厚生労働省の動向を反映したものであったといえる。1998年より前の里親研究<sup>12</sup>のほとんどが、民間里親支援組織や個人による地域限定の研究であったことは異なっている。

### (2) 質的研究の特徴

先の図1に示されたように、質的研究の増大が顕著である。具体的には後述するが、里親と委託児童を家族や親子関係として捉えた質的研究により、量的な研究だけでは明瞭にはならなかったお互いの意識や関係性がより詳細に記述されるようになったといえる。

## 2. 研究の主題からみた研究動向

表2に示したように、里親研究を主題別に、「里親制度」に関するものと「里親への援助・方法」に関するものに分類した。さらに、「里親制度」に関するものを「支援体制/里親研修」、「歴

史/位置づけ]、「国際比較」に分類した。「里親への援助・方法」に関するものを「家族関係/親子関係」、「里親養育のあり方」、「委託児童の成長/養育過程」、「アタッチメント形成」、「里親活動」、「施設の里親支援」に分類した。以下、この分類をもとに、里親研究を検討する。

(1) 里親制度不振の理由

里親制度研究の多くが里親制度不振について触れており、特に実態調査の多くでは、わが国の血縁意識をその原因としてあげている。

児童相談所職員を対象にした網野ら(1999)の調査では、「血統を重んじるわが国の親子観による」という回答が約4割、里親を対象にした庄司ら(1999)の調査では、「血縁意識が強いなど社会的偏見が強い」という回答が約7割あった。これらは複数回答の一つであるが、血縁意識が里親拡充を阻害している原因と調査対象者が考えていることを示しているといえる。ところが、1967年には小笠原(1967:88)によってすでに、わが国の国民性や血縁意識という観念の科学的な立証がなされていないことが指摘されている。さらに、小堀(2005)は、「日本が血のつながりを重視する風土があるから」ということを里親制度が発展しない理由にあげることは、部分的には妥当性はあるが、やや素朴な見解であると指摘している。益田(1999)は里親制度不振の理由を過去の研究が、画一的かつ安易に国民性や社会風潮を原因としたことによって、本質的な問題が覆い隠されたと述べている。すなわち、網野ら(1999)や庄司ら(1999)の調査結果は、調査対

表2 研究の主題別分類

研究の主題	件数	研究
里親制度	45	
支援体制/里親研修(援助システム)	21	網野ほか(1998), 庄司ほか(1998), 櫻井(1999), 庄司ほか(2000), 益田ほか(2001), 湯沢ほか(2003), 堀場(2003), 津崎(2004), 梅澤(2004), 木村(2005), 澁谷ほか(2005), 酒井(2005), 福地ほか(2005), 木村ほか(2006), 岩波(2006), 小山(2007), 真鍋(2007), 岩本(2007), 左高(2007), 松本ほか(2007), 庄司ほか(2008)
歴史/位置づけ	15	益田(1999), 益田ほか(2000), 瀬下(2000,2001), 丹羽(2003), 本山(2003), 小堀(2005), 宮島(2006), 木村(2007), 古川(2007), 田中(2008), 辰巳(2008), 本山(2008), 貴田(2007,2008)
国際比較	9	庄司ほか(2001), 庄司ほか(2002), 飯久保(2003), 湯沢ほか(2004), 伊藤(2004), 大谷(2004), 梅澤(2004), 酒井(2005), 庄司ほか(2008)
里親への援助・方法	21	
家族関係/親子関係	8	渡邊ほか(1998), 森(2001,2008), 嶋崎(2004), 御園生(2001,2007), 和泉(2002,2006)
里親養育のあり方	5	庄司ほか(1999), 木村(2005), 松本(な)(2006), 庄司ほか(2008), 金山ほか(2008)
委託児童の成長/養育過程	3	森本ほか(2006), 金山ほか(2006), 森本(2007)
アタッチメント形成	2	平田(2006), 山口(2007)
里親活動	2	打土井(2006), 吉田(2008)
施設の里親支援	1	庄司ほか(2004)

注) 書籍は分類対象としていない。

象者の体験からくる直感、あるいは社会的な風潮をそのまま受け入れているに過ぎず、科学的に証明されているわけではない。

こうした一連の状況からすると、今後、里親委託を阻害している要因についての多面的な要因分析が必要であると考えられる。

## (2) 里親制度の運用と支援体制

2002年に専門里親と親族里親が創設されたことを受け、里親種別の支援体制や里親研修の研究がみられる。例えば、専門里親については、里親の量と質の両面から被虐待児を委託できる里親が少ないという児童相談所職員の回答（湯沢ほか2003）がある。木村（2005）は登録里親への調査を行い、被虐待児を養育する場合の潜在的なニーズを探り、木村ら（2006）は専門里親が活用しうる社会資源の情報提供システムを構築する必要があることを示した。

庄司ら（2008）は親族里親の創設後5年が経過したことを受け、全国の児童相談所に対して親族里親と「季節里親」の運用状況を調査した結果、双方とも自治体による格差があり、親族里親の運用は全体的に消極的であることを報告している。

また、その他にも運用や支援体制に関する問題点を指摘する研究は多い。益田（2001）は里親が児童相談所職員の勤務態勢や対応に不満をもっていることを報告している。左高（2007）は児童相談所の里親担当職員が里親委託を進めていきたいと思いつつも、里親委託は施設措置よりも労力を要するために委託が進まないと感じていることを示した。津崎（2004）は宇都宮里子傷害致死事件<sup>13</sup>を取り上げ、わが国には専門的ソーシャルワーク支援に基づく里親委託制度が存在しなかったことを指摘している。梅澤（2004）は里親委託が進まない主な要因の一つとして、児童相談所の職員がマッチングに長けていないこと、田中（2008）はマッチングシステムの機能不全をあげている。酒井（2005）は日本では養育里親認定アセスメントに関する研究がほとんど皆無であることを指摘している。

打土井（2006）は地域での里親活動を報告し、吉田（2008）は行政や里親会とは別組織で「純粋な自発・発展型」である里親のセルフヘルプ・グループ活動を紹介している。

以上、里親制度運用と支援体制に関する研究から、里親の種別による運用状況、及び里親の抱える問題は異なっていることが示唆された。そして、今後はさらに、里親の種別にその役割や位置づけを整理し、その特徴を生かした運用を図る必要性が示されたといえる。また、児童相談所については、里親と委託児童とのマッチング、養育里親のアセスメントなど、専門的な援助技術（ソーシャルワーク）の不十分さが明らかにされている。さらに、里親のセルフヘルプ・グループ活動に関する研究は少なく、里親による自主的活動は発展途上であることが示唆された。

## (3) 里親制度の歴史/位置づけ

丹羽（2003）は戦災孤児保護政策の策定過程を追い、里親制度が児童福祉法に規定される経緯

を明らかにした。宮島(2006)、木村(2007)は里親改正や里親施策を社会的要因とともに歴史的視点からも論じ、里親制度の位置づけや役割について考察した。貴田(2007)は政策主体の意図という視点から、政策主体が里親制度を社会的養護政策の中にどのように位置づけようとしたのか検証した。さらに、貴田(2008)は2002年の里親制度改正に至る過程を1990以降の社会的要因との関連から分析している。

以上の研究は、里親制度をめぐる社会的養護政策に対する批判的視点を持ち、制度策定過程にまで踏み込み、国に対して変革を要請するような政策・制度論研究であるが、そのような研究は非常に少ない。

#### (4) 国際比較

庄司ら(2001)は90年代の欧米における里親養育研究の動向を検討し、里親養育の課題の一つとして、社会的養護を受ける子どもと実親との関わりを検討する必要性を述べた。飯久保(2003)は社会文化的視点からイギリスと比較し、わが国で里親制度を推進するためには、親となる男女が子育てを共同でやっていく方策を考慮することや、里親の社会的承認についての方策などを課題としてあげた。伊藤(2004)もイギリスとの比較からわが国の里親研修の回数が顕著に少ないことや、児童相談所の家庭訪問回数が少ないことを報告した。また、大谷(2004)はカナダとの対比において、日本では子どもと里親を疑似親子関係とみるため、里親家庭への介入を控えており、里親家庭における虐待の犠牲者が増えることを危惧している。

以上の国際比較の結果、里親委託を検討する場合、社会文化的な側面や、委託児童に対する里親の存在の位置づけ、子どもと実親との関わりなどを検討しなければならないことが示唆されたといえる。

#### (5) 里親養育

里親養育を主題とする研究は、1990年代後半には、渡邊ら(1998)の養育家庭での生活調査、庄司ら(1999)の里親意識や里子養育の現状調査など、量的研究が行われたが、近年は、里親家庭を一つの家族と捉えた事例研究や語りを分析した質的研究が増加している。例えば、森(2001)は里親家庭の親子関係形成に着目し、エコロジカルアプローチの視座から里親家庭を分析し、児童相談所において効果的な里親委託をするための条件を提案した。さらに、森(2008)は一人の里母の語りをライフヒストリーとして構成し、里親委託が里母と里子の双方にどのような価値をもたらしたのかを考察している。

嶋崎(2004)は里親の不完全さは、将来、里子が親になったときに完璧でなくてもやっていけるといってポジティブな意味も持っていることを指摘している。森本ら(2006)は里子の成長過程を継続的に分析し、社会的支援の必要性を述べている。松本(な)(2006)は成人した元里子、里親、施設職員を対象にインタビュー調査を行い、子どもの養育に必要なことは家庭生活や家族との関係性のなかにあることを示した。山口(2007)は、里親と元里子へのインタビューを分析し、里

親と里子のアタッチメント形成という視点から里親制度の課題を示している。

福地ら(2005)は、地域医療の見地から委託児童について、その問題行動を検討している。御園生(2007)は、臨床心理学の立場から里親夫婦とその里子のそれぞれの語りを分析し、子どもの家族関係の認識は、子どもが里親家庭に委託される前の生育歴によって大きな違いがみられることを示した。この研究は、現在委託されている児童を協力者としている点が画期的であるといえる。また、金山ら(2006)は子どもの特異的行動への家族の対応の分析を行い、臨床心理学的知見の重要性を指摘している。和泉(2002)は家族社会学の立場から、里親家族の語りを通して、里親は親子関係に「切り離す」という選択肢が開かれていることから、血縁関係を前提とした関係とは決定的に異なるとまとめている。

このように、社会福祉学からの検討だけでなく、数は多くないが、医療の現場からや、心理学、社会学などの視点からの研究へと広がっていることが確認できた。さらに、里親と委託児童を家族や親子と捉えた質的研究により、量的な研究だけでは明瞭にはならなかったお互いの意識や関係性をより詳細に記述することによって、里親養育の課題が示されている。

#### (6) 里親と施設の連携

施設と里親との関係について、網野ら(1999)は里親から養護施設に措置された児童に関する調査を行い、児童相談所のケースワークと里親の資質や専門性の向上が必要であると報告している。

庄司ら(2004)は児童福祉施設による里親支援のあり方に関する調査を行っている。児童養護施設では、養育里親との関わりや相談体制がある施設は少なく、施設と里親のパートナーシップの必要性についての意識も低いことを明らかにし、乳児院では里親との連絡・調整が家庭支援専門相談員によってなされており、児童養護施設に比べると里親への関わりや支援への意識は高いとしている。益田(1999)は乳児院、児童養護施設が里親に対してもつ意識を把握し、それぞれがもつ意識の相違点を明確にしていけることが必要と指摘している。こうした指摘に対する答えの一つを示したものとして、この庄司ら(2004)の研究は評価できるが、なぜパートナーシップへの意識が低いのかなど詳細な点がまだ不十分であり、今後の研究課題の一つといえる。

### 3. 調査協力者からみた研究動向

表3に示したように、最も頻繁に調査対象とされているのは、里親(里親家庭)であり、意識調査や実態調査が多い。児童相談所を対象として、里親制度の運用実態や職員の意識調査も行われている。里親会や民間里親機関に対しては、里親研修の実態が調査されている。また、委託児童や元委託児童を対象とした質的調査は、近年の研究の特徴といえる。

一方、社会的養護のあり方として里親と施設の連携の重要性が指摘されているが、乳児院や児童養護施設を対象とした研究は少ない。さらに、実親を対象とした研究はみられない。



表3 調査協力者別分類

研究協力者	件数	研究
里親/里親家庭	23	庄司ほか(1999), 益田ほか(2001), 御園生(2001,2002,2007), 和泉(2002), 湯沢(2003), 嶋崎(2004), 木村(2005), 庄司(2004), 澁谷ほか(2005), 木村(2005), 村田(2005), 森本ほか(2006), 木村ほか(2006), 松本(な)(2006), 山口(2007), 左高(2007), 森(2001,2008), 金山ほか(2008), 打土井(2006), 庄司ほか(2008)
児童相談所/所管課	7	網野ほか(1998), 庄司ほか(1998), 湯沢ほか(2003), 澁谷ほか(2005), 酒井(2005), 左高(2007), 庄司ほか(2008)
委託児童/元委託児童	4	渡邊ほか(1998), 松本(な)(2006), 山口(2007), 御園生(2007)
里親会/民間里親機関	4	庄司ほか(1998), 庄司ほか(1999), 庄司ほか(2000), 小山ほか(2007)
乳児院/児童養護施設	3	網野ほか(1999), 庄司ほか(2004), 松本(な)(2006)
海外関係機関	2	庄司ほか(1998), 伊藤(2004)

#### IV. 里親研究における今後の課題

ここでは、里親制度が子どもの福祉にさらに応えていくために必要な課題を4つに整理し、里親研究の今後を展望する。

##### 1. 里親・施設・児童相談所の連携

従来、里親制度と施設制度の研究は別個に行われてきた。しかし、里親と施設は、本来同じ社会的養護の枠組みの中で、要保護児童に対する社会的資源として協力・連携しなければならない。しかし、そのためにこれまであまり交流がなかった里親と施設の「相互の意識の相違点を明確にする」(益田1999)だけでなく、相互理解を図る方法を検討することが必要であろう。さらに、両者の協力・連携に関する研究を進めていくべきであると考えられる。しかしながら、前述の庄司ら(2004)の調査報告以後には、施設の里親支援や里親との連携に関する研究は行われていない。また、施設と里親の関係には、措置決定機関としての児童相談所が必ず関与しているため、里親・施設・児童相談所という3者の関係や協力に関する研究が必要である。

ところで、施設に対して意識調査する場合、施設職員と施設経営者は異なる認識をもっている<sup>14</sup>ことが推測できるため、それぞれを対象として認識の相違点を明確にする必要がある。すなわち、施設職員又は施設経営者それぞれの意識からみえてくる里親制度と施設制度との関係性という点からも研究されるべきである。

##### 2. 実親の生活問題と里親家庭との関係

湯沢ら(2003)は里親の問題意識を検討しており、「子どもが4人なので来宅支援を希望」、「障害児を預かり育てることは苦労が大きい」、「学校側の認識が低い」などの問題を抱えていることを報告している。このような里親家庭の問題意識を生活問題として捉えた研究はみあたらない。

また、里親と委託児童との関係は研究されているが、里親家庭と実親との関係を主題にした研

究はない。しかし、児童や里親が実親との交流があることは示されている。例えば、湯沢ら(2003)は児童の約3割が委託後に実親や親族と交流をもっていることを示し、澁谷ら(2005)はそれより多くほぼ半数であることを示した。同様に、4割の里親が実親と交流したことがあるという報告もある(庄司ほか2008)。

さらに、庄司ら(2001)は欧米の研究には、実親を対象とした研究があることを紹介し<sup>15</sup>、里親養育においても実親との関わりを検討していく必要があると述べている。しかしながら、表4から明らかなように、わが国の里親研究では、委託児童の実親を調査協力者としたものではなく、実親の意識や生活問題、里親や委託児童との交流については、ほとんど明らかにされていない。

そこで、実親の意識や生活問題、里親家庭と実親との関係を明らかにしていく必要があるだろう。さらに、委託児童が、将来実親と生活をともにすることも想定し、実親や児童の自立支援を課題とした研究も重要である。すなわち、実親の生活問題という視点から里親制度の課題や子どもの自立の課題を明らかにすることが必要である。

### 3. 里親養育と社会的要因との関連

従来、わが国は血縁意識が強く、里親養育を受け入れない風土があるという素朴な実感から、里親制度は日本には根付かない制度であるというあきらめがあった。しかし、里親制度が広く活用されていない状況を「社会的につくられてきたものとして捉え、その過程を分析する」<sup>16</sup>という視点で検討することも必要であろう。つまり、社会、経済、文化などの社会的背景との関連から里親制度や里親養育を分析する必要性もあると考えられる。例えば、小堀(2005)は里親制度を養子縁組・生殖医療・ボランティアとの関わりを考察し、里親を職業として位置づけることを提案している。

このように社会、経済、文化などの社会的背景との関連から里親制度を考察することができる。里親制度や里親養育をめぐる社会状況には、わが国の血縁意識や風土以外にも、小家族化と核家族化の進行、地域社会との関係の希薄さ、経済状況、住宅事情など多くの問題が存在する。こうした社会的要因との関わりの中で里親制度や里親養育が構築されてきたという視点からの研究も必要であると考えられる。

### 4. 政策決定の過程への批判的視点

批判的視点に立つ里親研究とは、制度改正の中味を検討するのみでなく、改正に至るプロセスを検証していく研究であると考えられる。中西ら(2003)は「政策決定の過程で、当事者を欠いた官僚の意志決定が危険である」こと、また「迅速で組織的な当事者運動の動きが、政策決定の過程に介入することが重要である」と指摘している。

当事者の声を十分に反映させた政策決定が重要と考えられる。しかし、児童養護分野において

は、障害者分野にみられるような当事者団体や当事者支援団体が政策決定に十分な影響力をもっていない。だからこそ、里親研究は政策主体の動向に単に同調するのではなく、当事者である子どもの特性や立場を十分に考慮し、常に政策決定の過程を批判的に検討していくことが必要である。

## おわりに

本稿では、主として1998年から2008年までの里親研究の動向を概観し、今後の課題を指摘した。里親への社会的、政策的な注目が高まるのにあわせて、それ以前よりも里親研究の量の増大だけでなく、その主題や分析方法などの多様化もみられた。しかしながら、実証的に明らかにしていかなければならない課題は多い。

さて、現在、里親制度をめぐる社会的養護体制は、ファミリーホームの創設、里親支援機関による里親支援の強化、児童自立生活援助事業の見直し・拡充などが進められている。こうした里親支援や里親事業を実施していくにあたり、新たな問題が発生するであろう。今後も、里親支援や里親事業の実態把握やアセスメントをしていかなければならない。

さらに、里親制度が子どもの福祉に応える制度となるためには、委託児童を中心にして里親や実親の生活問題を明らかにしなければならない。また、社会的養護としてともに社会的資源である里親と施設との協力が必要であり、それらをつなぐソーシャルワークのあり方が検討されるべきである。同時に、制度改正の背景にどのような政策主体の対象認識があったかという社会科学の視点に立脚した本質的な研究もなされなければならない。

付記 本研究は平成21年度日本学術振興会科学研究費若手研究（スタートアップ）No.21830168の助成を受けたものである。

## 註

<sup>1</sup> 各年度末の「福祉行政報告例」より。

<sup>2</sup> 「子どもの権利条約」第20条3項で、「2の監護には、特に、里親委託、イスラム法のカファーラ、養子縁組又は必要な場合には児童の監護のための適当な施設への収容を含むことができる」(Such care could include, inter alia, foster placement, kafalah of Islamic law, adoption or if necessary placement in suitable institutions for the care of children) と規定されている。

<sup>3</sup> 2004年12月「児童福祉法の一部を改正する法律」の第30条「満18歳を越えた子どもに関して、20歳に達するまで委託を継続できる」。

<sup>4</sup> 2005年3月、通知「専門里親制度における非行等の問題を有する子どもへの対象拡大について」。

<sup>5</sup> 『里親と子ども』編集委員会[編]『里親と子ども』明石出版。

<sup>6</sup> 「養子と里親を考える会」が発行している機関誌『新しい家族』には、養子や里親に関する調査研究や報告が掲載されているが、講述録という形での掲載のため、講演者が論文や報告書とした場合、重複して

カウントする可能性もあるため対象文献から除外してある。また、例えば『月刊福祉』や『里親と子ども』など学術雑誌や商業誌における解説、総説についても対象文献に含めなかった。

- <sup>7</sup> Strauss & Corbin (1998) は、質的研究は統計的な手法や数量化によらず行われる研究であり、その基本的構成要素の一つとしてデータを分析しているものとしている。本研究では質的データを数量化せず分析した研究を質的研究とし、データを数量化によって分析した研究を量的研究と定義した。
- <sup>8</sup> 厚生省の企画を推進する目的をもつ1997年度の厚生行政科学研究であった。
- <sup>9</sup> 日本子ども家庭総合研究所は、1938年12月に愛育研究所として開設された母子保健と子ども家庭福祉のための研究所である。1964年には国立の児童問題研究所に準ずる研究機関となり、1997年には厚生省(現厚生労働省)の援助で新しい研究棟が完成し、日本総合愛育研究所を日本子ども家庭総合研究所と改称している。
- <sup>10</sup> 里親制度について以下の2つの意見が具申されている。1つは「里親委託期間が養護施設等と異なるのは、公平を欠くものであり、他の施設と同様に委託期間を20歳まで延長できるように、児童福祉法第31条の規定を改めること」。もう1つは「里親制度の発展の方策について、引き続き検討すること」であった。
- <sup>11</sup> 報告書では、里親制度について具体的な施策を先送りにしながらも「児童の年齢や家族環境などを踏まえ、その児童にとって最善の処置を確保するという観点に立って、現行制度の適切な運用の見直しを図り、運用の実態等を踏まえ、里親制度のあり方について今後検討を行うことが必要である」と述べられている。
- <sup>12</sup> 1998年より前の代表的な研究に、三吉明(1963)、小笠原平八郎(1967)、吉澤英子(1987)、松本武子(1972,1980,1986,1991)をあげることができる。また、家庭養護促進協会のもとで右田紀久恵(1978)、芝野松次郎ら(1984,1988)が調査をしている。
- <sup>13</sup> 2002年、栃木県宇都宮市である里親女児が里母から身体的虐待を受けて死亡した。里は母傷害致死の疑いで逮捕され、懲役6年の刑が確定した事件(津崎2004)。詳しくは津崎(2004)を参照されたい。
- <sup>14</sup> 津崎哲雄(2002)は、「施設には経営問題があり、職員の雇用問題をかかえ、里親に対して熱心になれるということは理論的にありえない」と指摘している(財団法人全国里親会が設置した里親活動振興事業検会の報告書)。
- <sup>15</sup> 庄司ら(2001)によるとKufeldt, et al. (1996)は、里子、里母、ソーシャルワーカーとともに実母にも面接調査をしている。
- <sup>16</sup> 上野千鶴子(2001)『構築主義とは何か』勁草書房。

## 文 献

1. 網野武博, 柏女靈峰, 宮本和ほか(1999)「里親制度及びその運用に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』35,181-208.
2. 畠中宗一(1989)「わが国における里親制度の現状と課題」『中国短期大学紀要』20, 99-109.
3. 平田美智子(2007)「アタッチメントに配慮した里親支援」『和泉短期大学研究紀要』27,25-34.
4. 堀場純矢(2003)「里親制度の現状と今後の課題-専門里親・親族里親を中心に」『社会福祉士』10,150-157.
5. 福地成, 前垣よし乃, 氏家武(2005)「事例検討による里親支援・里親制度に関する一考察」『子どもの心とからだ』14(2), 125-132.
6. 古川隆幸(2007)「なぜ日本の里親制度は普及しないのか」41,77-88.

7. 伊藤嘉余子 (2004)「日本における里親支援のあり方に関する研究 英国の里親支援体制との比較からの検証」『研究紀要 福島学院大学』 36,51-60.
8. 岩本真佐子 (2007)「社会的養護の今後のあり方に関する研究-「里親研修」を中心に」『関西福祉大学研究紀要』 10,29-34.
9. 岩波成行 (2006)「里親制度の活用に向けて-中絶される生命を生かすために」『立法と調査』 10,87-89.
10. 和泉広恵 (2002)「限界から生まれる家族の語り-3つの養育家庭を事例として-」奥村隆 [編]『親密圏の現代の変容-家族関係を中心にして-』『千葉大学社会文化研究科研究プロジェクト報告書』 3-19.
11. 和泉広恵 (2006)『里親とはなにか-家族する時代の社会学』勁草書房.
12. 金山佐喜子, 金山元春 (2008)「里親養育の臨床心理学的考察を里親はどうみるか」『家庭教育研究所紀要』 30,131-138.
13. 家庭養護促進協会神戸事務所 (2004)『里親が知っておきたい36の知識:法律から子育ての悩みまで』エピック.
14. 貴田 (左高) 美鈴 (2007)「里親制度における政策主体の意図-1960年代から1980年代の社会福祉の政策展開に着目して」『名古屋市立大学大学院人間文化研究』 8,83-97.
15. 貴田美鈴 (2008)「2002年の里親制度の改定に影響を及ぼした社会的要因-子どもの権利条約批准と児童虐待の社会問題化」『名古屋市立大学大学院人間文化研究』 10,77-89.
16. 木村容子 (2005)「被虐待児の養育を担う専門里親の潜在的ニーズ-里親のニーズに関するアンケート調査から-」『関西学院大学社会学部紀要』 98,93-105.
17. 木村容子 (2007)「子どもの福祉の視点に立つ里親制度のあり方に関する検討」『京都光華女子大学研究紀要』 45,329-248.
18. 木村容子, 芝野松次郎 (2006)「里親の里子養育に対する支援ニーズ『専門里親潜在性』の分析に基づく専門里親の研修と支援のあり方についての検討」『社会福祉学』 47 (2) ,16-30.
19. 小堀哲郎 (2005)「養子縁組・生殖医療・ボランティア-里親制度をめぐるいくつかの課題」『秋草学園短期大学紀要』 22,37;50.
20. 厚生労働省 (2003)「社会的養護のあり方に関する専門委員会報告書」『社会福祉関係資料施策資料集』月刊福祉増刊号 (22).
21. 小山修, 澁谷昌史, 庄司順一ほか (2007)「里親への研修実態に関する研究-新規登録里親研修を中心に」『日本子ども家庭総合研究所紀要』 .43,247-256.
22. 真鍋顕久 (2007)「里親委託のアセスメントツールについて-フローダイアグラムとライフロードマップ」『名古屋女子大学紀要』 53,175-180.
23. 益田早苗 (1999)「わが国の里親研究の動向と今後の課題」『青森県立保健大学紀要』 1 (1) ,91-97.
24. 益田早苗, 浅田豊 (2000)「日本の要保護児童の現状からみた里親制度の位置付けと役割に関する一考察」『青森県立保健大学紀要』 2 (1) , 133-143.

25. 益田早苗, 浅田豊 (2001) 「現代日本の里親意識と児童養育・支援の今日的課題」『青森保健大学紀要』 3 (2) ,177-190.
26. 松本なるみ (2006) 「社会的養護における子どもの最善の利益とは—子どもの養育に必要な要因の検討を手がかりに」『鳴門教育大学研究紀要』 21,102-111.
27. 松本武子 (1972)『児童福祉の実証的研究』誠信書房.
28. 松本武子 (1980)『児童相談所と里親制度』相川書房.
29. 松本武子 (1986)「里親制度に関する調査研究」『聖徳大学研究紀要』 125-144.
30. 松本武子 (1991)『里親制度の実証的研究』健帛社.
31. 松本佑子, 秋山修子 (2007)「子どもにとっての里親制度促進に関する一考察」『児童学研究: 聖徳大学児童学研究紀要』 9,9-16.
32. 御園生直美 (2001)「里親の親意識の形成過程」『白百合女子大学発達臨床センター紀要』 5,37-48.
33. 御園生直美 (2002)「里親養育についての考察—里親養育の特徴とその親意識について」奥村隆 [編]「親密圏の現代的変容—家族関係を中心にして—」『千葉大学社会文化研究科研究プロジェクト報告書』 41,20-36.
34. 御園生直美 (2007)「里親養育における家族関係の形成・社会的養護と家庭環境」『家庭教育研究所紀要』 29,84-93.
35. 宮島清 (2006) 「里親委託・養子縁組の歴史・現状・これから—子どものための家庭養護を構築するために」『日本社会事業大学社会事業研究所年報』 42,1-81.
36. 三吉明 (1963)『里親制度の研究』日本児童福祉協会.
37. 森和子 (2001) 「養子縁組里親・里子の親子関係形成への援助に関する事例研究—児童相談所の里親委託における援助システムの構築に向けて」『生活社会科学研究』 8,57-70.
38. 森和子 (2008) 「家族として生活することの意義についての一考察—里親と親子関係を築けなかった経験をもつ里親の語りから」『文京学院大学人間学部研究紀要』 10,1,49-68.
39. 森本美絵, 野澤正子 (2006) 「里子Aの成長過程分析と社会的支援の必要性—里親家庭Cへの継続的なインタビューを通して」『社会福祉学』 47 (1) ,32-45.
40. 森本美絵 (2007) 「里子の養育過程における課題と社会的支援—近畿地区里親の養育に関するアンケート調査をとおして」『名古屋短期大学研究紀要』(45) ,163-173.
41. 本山美八郎 (2003)「里親制度の改正と課題」『宝仙学園短期大学紀要』 28,9-16.
42. 本山美八郎 (2008)「社会的養護の充実—里親制度を中心に」『柏樹論叢』 6,109-141.
43. 村田和木 (2005)「『家族をつくる 養育里親という生きかた』中央公論新社.
44. 中西正司, 上野千鶴子 (2003)『当事者主権』岩波新書.
45. 丹羽正子 (2003) 「戦後の児童問題に関する一考察 —里親制度—」『愛知新城大谷短期大学研究紀要』 2,35-47.

46. 小笠原平八郎(1967)『里親保護－その研究と実践』川島書店.
47. 大谷まこと(2004)「里親委託における子どもの権利保護－カナダBC州との対比において」『東洋大学大学院紀要』41,295-307.
48. 左高美鈴(2007)「児童相談所における里親制度運営に関する一考察－全国と岐阜県の里親委託・支援状況に着目して」『名古屋市立大学大学院人間文化研究』7,93-109.
49. 酒井流美(2005)「養育里親認定アセスメントに関する一考察」『福祉社会研究』6,61-73.
50. 坂本洋子(2003)『ぶどうの木10人の“わが子”とすごした里親18年の記録』幻冬舎.
51. 坂本洋子(2004)『丘の上の家』幻冬舎.
52. 坂本洋子(2008) [編]『わたしたち里親家族! : あなたに会えてよかった』明石書店.
53. 櫻井奈津子(1999)「里親への支援のあり方に関する研究－里親制度の活性化を求めて」『和泉短期大学研究紀要』21,11-20.
54. 瀬下裕紀子(2000)「里親政策の現状と課題」『暁星論叢』47, 39-70 .
55. 瀬下裕紀子(2001)「里親政策の現状と課題(2)」『暁星論叢』49, 45-66.
56. 澁谷昌史, 才村純, 庄司順一ほか(2005)「専門里親及び親族里親の実態と課題に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』41,43-61.
57. 嶋崎恵子(2004)「里親養育における子どもの受け入れプロセス－里母と子どもの相互作用の視点から」『お茶の水女子大学心理臨床相談センター紀要』(6) , 79-92.
58. 汐見稔幸 [編](2001)『里親を知っていますか?』岩波書店.
59. 庄司順一(2003)『フォスターケア里親制度と里親養育』明石書店.
60. 庄司順一, 小山修, 安藤朗子ほか(2002)「里親制度の現状と課題 欧米における里親養育研究の動向(2)」『日本子ども家庭総合研究所紀要』38,125-149.
61. 庄司順一, 益田早苗, 谷口和加子ほか(1999)「里親の意識および養育の現状」養子と里親を考える会(代表: 湯沢雍彦)『養子・里親斡旋問題の再検討と改革の提言』.
62. 庄司順一, 谷口和加子, 安藤朗子ほか(1998)「里親への支援のあり方に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』35,35-39.
63. 庄司順一, 谷口和加子, 高橋重宏ほか(1999)「里親への支援のあり方に関する研究2」『日本子ども家庭総合研究所紀要』36,59-71.
64. 庄司順一, 谷口純世, 高瀬礼子ほか(2004)「児童福祉施設による里親支援のあり方の調査研究」.
65. 庄司順一, 津崎哲雄, 河原畑優子ほか(2008)「社会的養護体制に関する諸外国比較に関する調査研究」子ども未来財団.
66. 庄司順一, 山本真美, 高橋重宏ほか(2001)「里親制度の現状と課題(1) 欧米における里親養育研究の動向1990～1999」『日本子ども家庭総合研究所紀要』37,79-95.
67. 芝野松次郎(1984)『成人里子の生活と意識－里親家庭における親と子の追跡調査報告』家庭養護促進協

会神戸事務所.

68. 芝野松次郎ほか(1988)『新しい里親像を求める:里親家庭における里父母の生活意識調査報告』家庭養護促進協会神戸事務所.
69. Strauss, A. & Corbin, J. (1998) Basics of Qualitative Research -Techniques and procedures for developing grounded theory, 2nd., Sage Publications. (操華子・森岡崇(訳) 質的研究の基礎-グラウンデッド・セオリー開発の技法と手順 第2版 医学書院).
70. 武井優(2000)『他人が子どもを育てるとき里親と暮らした50人の今』かもがわ出版.
71. 田中久子(2008)「社会的養護としての里親制度の役割と限界-里親制度と養子縁組制度の比較を通じて」『獨協ロー・ジャーナル』 3,89-124.
72. 辰己 隆(2008)「児童養護における里親」『聖和大学論集, A・B, 教育学系・人文学系』 36,105-112.
73. 津崎哲雄(2004)「わが国における里親制度の基本問題-宇都宮里子傷害致死事件に学ぶ」『福祉社会研究』 4 (5) ,1-19.
74. 打土井歳幸(2006)「地域で養育家庭(里親)を支える--八王子市の「里親ホッとサロン」の取り組み」『子ども家庭福祉学』 5,103-109.
75. 右田紀久恵ほか(1978)『里親開拓のための「城東区民の児童福祉(特に里親制度)に関する」意識調査』家庭養護促進協会・大阪市城東区社会福祉協議会.
76. 渡邊茂雄ほか(1998)『養育家庭での生活体験に関するアンケート調査報告書』東京都養育家庭センター協議会.
77. ウイリアムス 飯久保菫枝(2004)「里親制度について--日英の法制・家族のあり方の比較から」『東京家政学院大学紀要』 43,77-84.
78. 梅澤彩(2004)「里親制度の現状とその現代的課題-里親委託の促進と適切なマッチングの実現に向けて」『国際公共政策研究』 9 (1) ,87-102.
79. 山口敬子(2007)「要養護児童のアタッチメント形成と里親委託制度」『福祉社会研究』 8, 65-79.
80. 吉田菜穂子(2008)「里親による里親・里子支援の現状-里親のセルフヘルプ・グループ活動を通して」『純心福祉文化研究』 6,49-62.
81. 吉澤英子(1987)「わが国における里親制度の現状と問題点」『東洋大学社会学部紀要』 24 (2), 157-193.
82. 湯沢雍彦(2003)「被虐待児受託里親支援に関する調査研究」子ども未来財団.
83. 湯沢雍彦[編](2004)『里親制度の国際比較』ミネルヴァ書房.
84. 湯沢雍彦[編著](2005)『里親入門--制度・支援の正しい理解と発展のために』ミネルヴァ書房.

(研究紀要編集部は、編集発行規程第5条に基づき、本原稿の査読を論文審査委員会に依頼し、本原稿を本誌に掲載可とする判定を受理する。2009年9月24日付)。